

「電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集ーラジオネットワークの強靱化に関する技術基準導入のための制度整備ー」への意見募集で寄せられた御意見に対する考え方

○ 意見募集期間 : 平成 27 年 8 月 26 日 (水) ~平成 27 年 9 月 28 日 (月)

○ 提出意見総数 : 5 件

(1) 個人 1 件

(2) 法人・団体 4 件

	頂いた御意見	御意見に対する考え方	反映の有無
1	<p>ラジオ局の放送は広域放送化すべきです。たとえば私が住んでる東北なら仙台のラジオ放送今の都道府県単位では限界です。見直しをすべきです。今や地方のラジオ局は赤字で再編して合併などをやった方がいいです。ラジオネットワークを強化するにも今の形態ではだめです。関東、近畿、中京などは広域化されていてなぜ？他はされないのでしょうか？私は再編して広域放送化するしか道はないと思います。ラジオもネットワーク強化のためにデジタル化すべきです。ヨーロッパなどではすでにやっています。日本も周波数再編のためにもやるべきです。デジタル化になれば10なんチャンネル以上の放送ができて聴取する人にとってメリットがあると思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	御意見として承ります。	無し
2	<p>当社は綾部市の第3セクターとして平成10年4月に開局しました。平時は生活に密着した情報を放送し、災害発生時には被災情報を提供する地域の重要な情報インフラとなっています。しかし、コミュニティ放送の多くがそうであるように、STL回線はISDNの専用線を使用しており、その使用料が大きな負担となっています。今回の改正によりSTL回線が無線化されれば伝送コストが大幅に節約できるものと期待をしています。</p> <p>また、山間部に多くの限界集落を持つ当地域では、中継局の設置を住民から強く要望されていますが、コミュニティ放送局の中継局は親局との同一周波数が原則となっているため、周波数変換を使った放送波中継ができず、無線伝送による中継局の設置は困難でした。また現行規格のマイクロ波帯を使った伝送は無線設備が高価で経営基盤の弱いコミュニティ放送には適しておりません。</p> <p>このように、今回の改正は難聴地域対策のための中継局設置においても有効であると思われま。</p> <p>さらにNTTがアナログのISDNの事業をいつまで維持するのかわからないため、当</p>	本案に対する賛成意見として承ります。	無し

	<p>社も STL 回線の IP 化を検討しましたが、山間部に新たに光ケーブルを敷設しなければならず、膨大な資金が必要となってくることも問題でした。</p> <p>また、有線による伝送は災害時に切断される恐れもあり、無線伝送は災害対応としても大変効果的であると思われます。</p> <p>従いまして、今回の VHF 帯 STL/TTL の周波数 (60MHz 帯、160MHz 帯) の活用による番組中継回線の技術基準の規定の整備につきましては全面的に賛成いたします。</p> <p>なお、電波法施行規則の一部が改正されることを前提に、難聴地域対策として綾部市が中継局の建設を検討しておりますことを付け加えておきます。</p> <p>今回、中継所開設の場合に親局との同一周波数が原則であり、また経営基盤の弱いコミュニティ放送に優先的に電波の割り当てをして頂きますようお願いいたします。</p> <p>ラジオのギャップフィルターについても、多くのコミュニティ放送局が抱える難聴地域対策として有効であると思われますので、ぜひ改正をして頂きますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社エフエムあやべ】</p>	<p>コミュニティ放送への配慮に関するご意見・ご要望につきましては、今後の参考意見として承ります。</p> <p>ラジオのギャップフィルターに関するご意見につきましては、本案に対する賛成意見として承ります。</p>	
3	<p>今回の制度整備・省令改正案に賛成します。</p> <p>当該設備 (ギャップフィルター) については、本件制度整備の前から、地下街における遮へい対策として、主に災害時などの安心安全面向上のために国の助成金を活用して全国の地下街で導入されてきた経緯があり、当協会所管では東京都内 1 カ所、神奈川県内 1 カ所、愛知県内 1 カ所、大阪府内 4 カ所の計 7 カ所で運用されているところです。</p> <p>本件制度整備に当たって、これら既存の施設の設備が円滑に移行できるよう、今後、所要の施策・法令整備をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人放送波遮蔽対策推進協会】</p>	<p>本案に対する賛成意見として承ります。</p>	無し
4	<p>基本的に賛同します。</p>	<p>本案に対する賛成意見とし</p>	無し

	<p>VHF 帯 STL/TTL の周波数 (60MHz 帯、160MHz 帯) の活用によって、マイクロ MN 帯 STL/TTL と比べて空中線の設計が安易になりますし、今まで見通し外で反射板を使用しているような伝送路については効果があるものと考えます。</p> <p>VHF 帯 STL/TTL の周波数 (60MHz 帯、160MHz 帯) の活用は「コミュニティ放送など」という記述があるように見受けられますが、県域ラジオ局においても強靱化の下に放送ネットワークを強化するのは同じことであると考えます。</p> <p>コミュニティ放送と県域ラジオ局において同等な取り扱いを望みます。県域ラジオ局においても状況に応じて柔軟に VHF 帯 STL/TTL の使用を認めて頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社エフエム青森】</p>	<p>て承ります。</p> <p>県域ラジオ放送の取り扱いに関するご意見・ご要望につきましては、今後の参考意見として承ります。</p>		
5	<p>VHF 帯 STL/TTL の周波数 (60MHz 帯、160MHz 帯) の活用を図るコミュニティ放送などのステレオ放送の番組中継回線の導入のため、これに必要な技術基準の規定を整備する</p>	<p>技術基準の規定を整備することに賛成いたします。</p> <p>なお、本省令等の改正案の意見募集外ですが、コミュニティ放送の弊社は、ラジオネットワークの強靱化が叫ばれている中、演奏所から親局 (送信所) までの番組中継伝送回線は、有線 (光ファイバー回線) の二重化構成で対応しています。しかし、災害時での安定したバックアップ番組中継伝送回線を確保するためには無線伝送による整備が最良と考えます。</p> <p>最善策として、比較的安価な機材で整備できる可能性のある、4.9GHz(5GHz)帯無線アクセスシステムを利用した放送事業者無線回線をコミュニティ放送向けに割り当</p>	<p>本案に対する賛成意見として承ります。</p> <p>本案に対する意見以外の箇所については参考意見として承ります。</p>	無し

	<p>てる方法が最も有効と考えますので、検討をお願いいたします。また、同システムを利用することにより、様々な利便性が生まれてきます。</p> <p>◆同システムの双方向性（LAN）機能等を利用する利点</p> <p>①送信所機器の監視・リモート制御</p> <p>②演奏所側や親局側の何れかのアンテナが見通せる場所から移動局を活用して現場番組中継に利用可能</p>		
FM ラジオ放送（FM 補完中継局を含む）の放送区域に発生する極小規模な難聴地域を解消するためのラジオのギャップフィルターの導入のため、これに必要な技術基準の規定を整備する	技術基準の規定を整備することに賛成いたします。	本案に対する賛成意見として承ります。	無し
当該ギャップフィルターの定期検査を要しないこととするための規定を整備する	規定を整備することに賛成いたします。	本案に対する賛成意見として承ります。	無し
当該ギャップフィルターの無線設備を技術基準適合証明の対象とするため、これに必要な規定を整備する	技術基準の規定を整備することに賛成いたします。	本案に対する賛成意見として承ります。	無し
【株式会社 えふえむ・エヌ・ワン】			

※なお本件意見募集とは直接関係のない御意見（1件）に対して、総務省の考え方は示しませんが、承っております。